

○平成十二年通商産業省告示第八百七十六号

(改正 平成十九年 三月三〇日経済産業省告示第九号)

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号) 第五条の十二第三項第二号ロ、第六項第二号及び第七項並びに第二十条の六第三項第二号ロ、第六項第二号及び第七項に規定する経済産業大臣の行う証明に関する手続きを次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、平成十二年通商産業省告示第五百十四号(租税特別措置法施行規則第五条の十二第三項第二号ロ、第六項第二号及び第七項並びに第二十条の六第三項第二号ロ、第六項第二号及び第七項に規定する通商産業大臣の行う証明に関する手続きを定める告示)は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

(証明申請書の提出)

第一条 租税特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第五条の十二第二項第一号又は第二十条の六第二項第一号に規定する指定公害防止用設備(以下「指定公害防止用設備」という。)につき、規則第五条の十二第三項第二号ロ(同条第五項において適用する場合を含む。次条において同じ。)又は第二十条の六第三項第二号ロ(同条第五項において適用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による経済産業大臣の証明を受けようとする者並びに規則第五条の十二第七項第二号、第九項第二号若しくは第十一項又は第二十条の六第七項第二号、第九項第二号若しくは第十一項の規定による経済産業大臣の証明を受けようとする者は、それぞれ様式第一又は第二による証明申請書二通に、それぞれ別表第一又は第二の各第一欄に掲げる当該申請に係る指定公害防止用設備の種類ごとにそれぞれ同表第二欄に定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。(提出先は、当該指定公害防止用設備を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局。)

(証明)

第二条 経済産業大臣は、前条の規定による証明申請書の提出があつた場合において、規則第五条の十二第三項第二号ロ又は第二十条の六第三項第二号ロの規定による証明申請にあつては、別表第一の第一欄に掲げる当該申請に係る指定公害防止用設備の種類ごとに、同表第三欄に定める処理後の数値及び同表第四欄に定める規制基準等を、規則第五条の十二第七項第二号若しくは第十一項又は第二十条の六第七項第二号若しくは第十一項の規定による証明申請にあつては、別表第二の第一欄に掲げる当該申請に係る指定公害防止用設備の種類ごとに、同表第三欄に定める処理前の数値及び処理後の数値並びに同表第四欄に定める規制基準等を、規則第五条の十二第九項第二号若しくは規則第二十条の六第九項第二号の規定による証明申請にあつては、別表第二の第三欄に定める処理前の数値及び処理後の数値を勘案して、当該指定公害防止用設備が規則第五条の十二第二項第二号ロ、第四項、第六項第二号ロ及びハ、第八項第二号若しくは第十項又は第二十条の六第二項第二号ロ、第四項、第六項第二号ロ及びハ、第八項第二号若しくは第十項に定める要件に該当するものであると認めるときは、その証明を行うものとする。

(証明書の交付)

第三条 経済産業大臣は、前条の証明を行ったときは、当該証明に係る証明申請書一通にその旨を記入し、証明書として当該証明を受けた者に対し交付するものとする。

(証明の取消)

第四条 経済産業大臣は、第二条の証明を受けた者が第一条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったときは、当該証明を取り消すことができる。

別表第一 (第一条 第一条関係)

指定公害防止 用設備の種類	添付資料	処理後の数値	規制基準等
一 ばい煙処 理装置又は 窒素酸化物 抑制装置	新設又は増設を行った指定公害防止用設備 の設置に係る大気汚染防止法(昭和四十三年 法律第九十七号)第六条第一項又は第八条 第一項の規定による届出に係る届出書(同法 第二十七条第二項の規定により、電気事業 法(昭和三十九年法律第七十号)、ガス事 業法(昭和二十四年法律第五十一号)又は鉦 山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の想 当規定の定めるところにより経済産業大臣 又は産業保安監督部長に提出される指定公 害防止用設備の設置に係る届出書を含む。)	新設又は増設を行っ た指定公害防止用設 備による処理後の大 気汚染防止法第二条 第一項に規定するば い煙濃度(ただし、い おう酸化物に関して は、処理後のばい煙 量。)	大気汚染防 止法第三条 第一項の排出 基準
二 揮発性有 機化合物排 出抑制装置	新設又は増設を行った指定公害防止用設備 の設置に係る大気汚染防止法第十七条の四 第一項又は第十七条の六第一項の規定によ る届出に係る届出書(同法第二十七条第二 項の規定により、電気事業法、ガス事業法又 は鉦山保安法の相当規定の定めるところによ り経済産業大臣又は産業保安監督部長に提 出される指定公害防止用設備の設置に係る 届出書を含む。)	新設又は増設を行っ た指定公害防止用設 備による処理後の大 気汚染防止法第二条 第四項に規定する揮 発性有機化合物の 濃度	大気汚染防 止法第十七 条の三の排出 基準
三 活性炭吸 着式回收装 置	新設又は増設を行った指定公害防止用設 備の設置を証明する書類等	新設又は増設を行 った指定公害防止用 設備による処理後の 大気汚染防止法附則 第九項に規定す る指定物質の濃度	大気汚染防 止法附則第 九項の指定物 質抑制基準
四 汚水処理 装置	新設又は増設を行った指定公害防止用設備 の設置に係る水質汚濁防止法(昭和四十五年 法律第三百三十八号)第五条若しくは第七条の 規定による届出に係る届出書、瀬戸内海環 境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百 十号)第五条第一項若しくは第八条第一項の 規定による許可に係る申請書(水質汚濁防止 法第二十三条第二項の規定により、鉦山保 安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上 災害の防止に関する法律(昭和四十五年法 律第三百三十六号)の相当規定の定めるところ により経済産業大臣、産業保安監督部長又	新設又は増設を行っ た指定公害防止用設 備による処理後の水 質汚濁防止法第三条 第一項に規定する排 出水の汚染状態並び に下水道法第二条第 三号及び第四号に規 定する公共下水道及 び流域下水道に排除 される下水の水質	水質汚濁防 止法第三条 第一項若し くは第三項の 排水基準又 は下水道法 第十二条第 一項、第十二 条の二第一項 若しくは第三 項又は第十 二条の十一第

は国土交通大臣に提出される指定公害防止用設備の設置に係る届出書を含む。）又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の三若しくは第十二条の四の規定による届出に係る届出書（同法第二十五条の規定により、条例の相当規定の定めるところにより提出される届出書を含む。）	
	一項第一号 若しくは第二 号の基準

別表第二（第一条、第一条関係）

指定公害防止 用設備の種類	添付資料	処理後の数値	規制基準等
一 ばい煙処 理装置又は 窒素酸化物 抑制装置	事業の用に供しなくなった指定公害防止用 設備及びこれに代えて事業の用に供される 指定公害防止用設備の設置に係る大気汚染 防止法第六条第一項又は第八条第一項の規 定による届出に係る届出書（同法第二十七条 第二項の規定により、電気事業法、ガス事業 法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところ より経済産業大臣又は産業保安監督部長 に提出される指定公害防止用設備に係る届 出書を含む。）	事業の用に供しな くなつた指定公害防 止用設備及びこれに 代えて事業の用に供 される指定公害防止 用設備によるそれぞ れの処理前及び処理 後の大気汚染防止法 第二条第一項に規定 するばい煙濃度（た だし、いおう酸化物に 関しては、処理後のば い煙量。）	大気汚染防 止法第三条 第一項又は 第四条第一 項の排出基準
二 揮発性有 機化合物排 出抑制装置	事業の用に供しなくなった指定公害防止用 設備及びこれに代えて事業の用に供される 指定公害防止用設備の設置に係る大気汚染 防止法第十七条の四第一項又は第十七条の 六第一項の規定による届出に係る届出書（同 法第二十七条第二項の規定により、電気事 業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定 の定めるところにより経済産業大臣又は産 業保安監督部長に提出される指定公害防止 用設備の設置に係る届出書を含む。）	事業の用に供しな くなつた指定公害防 止用設備及びこれに 代えて事業の用に供 される指定公害防止 用設備によるそれぞ れの処理前及び処理 後の大気汚染防止法 第二条第四項に規定 する揮発性有機化合 物の濃度	大気汚染防 止法第十七 条の三の排出 基準
三 活性炭吸 着式回収装 置	事業の用に供しなくなった指定公害防止用 設備及びこれに代えて事業の用に供される 指定公害防止用設備の設置を証明する書類 等	事業の用に供しな くなつた指定公害防 止用設備及びこれに 代えて事業の用に供 される指定公害防止 用設備による処理前 及び処理後の大気汚 染防止法附則第九項 に規定する指定物質 の濃度	大気汚染防 止法附則第 九項の指定物 質抑制基準
四 汚水処理 装置	事業の用に供しなくなった指定公害防止用 設備及びこれに代えて事業の用に供される 指定公害防止用設備の設置に係る水質汚濁 防止法第五条若しくは第七項の規定による	事業の用に供しな くなつた指定公害防 止用設備及びこれに 代えて事業の用に供	水質汚濁防 止法第三条 第一項若し くは第三項の

五 石綿含有 廃棄物無害 化处理装置	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備の設置に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条の十一の認定証	に係る届出書、瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可に係る申請書（水質汚濁防止法第二十三条第二項の規定により、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の相当規定の定めるところにより経済産業大臣、産業保安監督部長又は国土交通大臣に提出される指定公害防止用設備の設置に係る届出書を含む。）又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の三若しくは第十二条の四の規定による届出に係る届出書（同法第二十五条の規定により、条例の相当規定の定めるところにより提出される届出書を含む。）	排水基準又は下水道法第十二条第一項、第十二条第二項、第十二条第三項若しくは第三項又は第十二条の十一第一項第一号若しくは第二号の基準
	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備の設置に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条の十一の認定証	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備によるそれぞれの処理前及び処理後の排水汚濁防止法第三十一条に規定する排水の汚染状態並びに下水道法第二十三条及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道に排除される下水の水質	排水基準又は下水道法第十二条第一項、第十二条第二項、第十二条第三項若しくは第三項又は第十二条の十一第一項第一号若しくは第二号の基準
	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備の設置に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条の十一の認定証	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備によるそれぞれの処理前及び処理後の排水汚濁防止法第三十一条に規定する排水の汚染状態並びに下水道法第二十三条及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道に排除される下水の水質	排水基準又は下水道法第十二条第一項、第十二条第二項、第十二条第三項若しくは第三項又は第十二条の十一第一項第一号若しくは第二号の基準